

# みんなで支えあう制度です



介護保険制度は、かすみがうら市が運営しています。40歳以上のおなさんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみとなっています。

被保険者は年齢によって、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

## 40歳になったら加入します

介護保険に加入するのは、40歳になった日からです。介護保険に加入するための手続きは必要ありません。

被保険者になったあと、転入・転出する場合などは届け出が必要になります。



## 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証が交付されます。この保険証は、介護保険を利用する場合に必要となりますので、大切に保管してください。



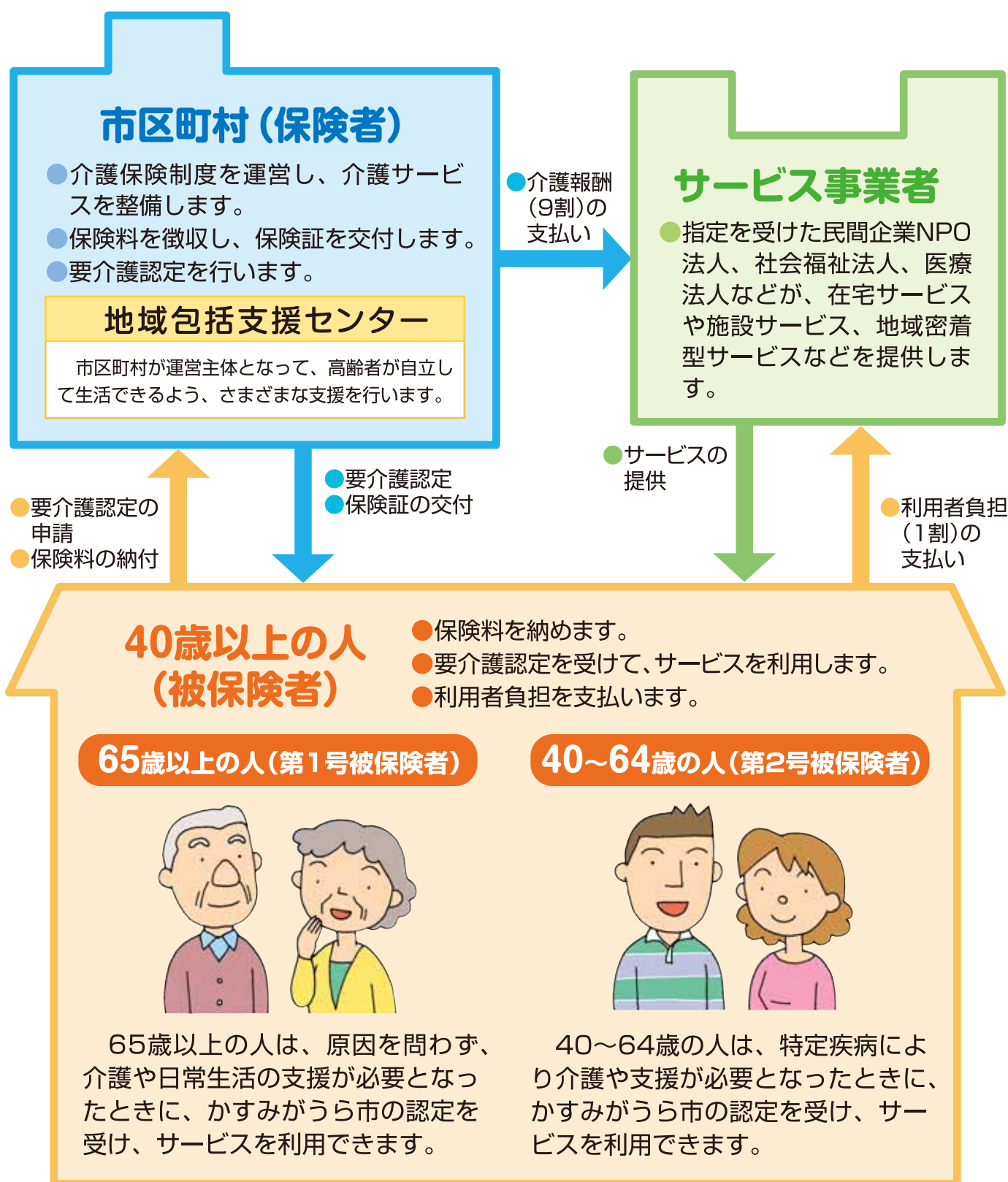
### 65歳以上の人

みなさんに保険証が交付されます。新たに65歳になる人は、65歳に到達した月に交付されます。

### 40～64歳の人

要介護認定を受けた人や、保険証の交付を申請した人に交付されます。

# 介護保険のしくみ



● 特定疾病とは老化が原因とされる病気で、16疾病が指定されています。